

入 札 説 明 書

令和7年6月25日さいたま市告示第1047号により告示した「さいたま市指定管理者第三者評価・研修業務」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）及び関係書類等を熟知のうえ、参加してください。

1 件 名

さいたま市指定管理者第三者評価・研修業務

2 入札日時

令和7年8月1日（金）午前10時00分

3 入札場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第2会議室

4 入札及び開札に立会う者に関する事項

- （1）入札及び開札に立会う者は、入札者又はその代理人とし、競争入札参加資格確認結果通知書を持参したうえで、1名のみ入札場所へ入場できます。
- （2）代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければなりません。（入札前に委任状を提出していただきます。）
- （3）入札及び開札時には、必ず携帯電話の電源は切ってください。
- （4）郵便による入札の場合は、別途「郵便入札の運用について」をご確認ください（競争入札参加資格確認結果通知書とあわせて発出します）。

5 担当課

入札を担当する課：さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048（829）1033 FAX 048（829）1997

業務を担当する課：さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部

電話 048（829）1106 FAX 048（829）1997

6 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出に関する事項

（1）提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 平成30年度以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種業務を受託した実績を証明する書類（契約書又は履行を証明する書類）の写し
- ウ 入札保証金免除申請書類（該当する者のみ、詳細は「7 入札保証金に関する事項」を参照）

エ 110円切手を貼付した返信用封筒（競争入札参加資格確認結果通知書等の郵送希望者のみ）

（２）提出期限

告示日から令和7年7月16日（水）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

（３）提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む）により提出期間内必着とします）

（４）提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部公民連携推進担当

電話048-829-1106（直通）

（５）その他

ア 明らかに入札参加資格がないと認められるときは、競争入札参加申込兼参加確認申請書を受理しません。

イ 提出された競争入札参加申込兼参加確認申請書及び添付書類等は、返却しません。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付の免除を希望する者は、競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出にあわせて、以下の書類を提出してください。

ア 入札保証金免除申請書

イ 入札保証保険契約書の写し、または過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と締結した本業務と同種同様の業務の契約書、仕様書及び完了検査証の写し2件

8 その他必要な事項

（１）入札方法

ア 入札は、所定の入札書をもって行い、入札書に入札件名を記載した封筒に入れて提出してください。

イ 入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めます。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

（２）落札者の決定方法

さいたま市契約規則の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者がくじを引き、落札者を決定します。この場合、

当該入札参加者は、くじを辞退することができません。

ア 初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において、直ちに再度入札を行います。

イ 再度入札に参加できる者は、再度入札に参加し開札に立ち会った者としします。ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができません。

ウ 再度入札は、1回限りとしします。

(3) 入札の無効

地方自治法施行令第167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札、さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効としします。

(4) 入札の辞退

入札辞退をする場合は、入札の日時までに入札辞退届を持参し提出してください。